



発行日 2017.8.22
vol. 5

News Letter

ニュースレターVol. 5をお届け致します。



民法改正の解説①「改正の概要」

文責 弁護士 岩永 隆之

○120年ぶりの民法改正

民法の契約関係のルールを定める債権法について、平成29年5月26日に改正法が成立し、6月2日に公布されました。公布日から3年以内に施行されることになります。

この改正に伴って契約書の記載内容を変更する必要にも迫られることになりそうです。

改正内容は多岐にわたりますので、今後、何回かに分けて民法改正の解説を行っていききたいと思います。

まず、第1回目は、改正内容の概要を説明致します。

○民法改正の概要

法務省の説明によると、今回の民法改正のポイントは次の2点です。

(1) 社会・経済の変化に対応する必要があること

民法が制定された明治29年当時に比べて、取引量の増大、取引内容の複雑高度化、高齢化、情報化社会の進展などが見られるため、取引に関する最も基本的なルールを定めている民法の規定を社会・経済の変化に対応させる必要がある。

目次:

民法改正の解説①「改正の概要」	1
会社における労働問題と	
その対応④	3
個人情報保護法の	
改正について②	4
おススメの本	5
食い仲坊による	
おススメグルメ紹介④	5
弁護士ときどき釣り人	6

- (2)民法を国民一般に分かりやすいものとする必要があること

民法が定める基本的なルールの中には、裁判や取引実務で通用していても、条文からは読み取りにくいものが少なくなく、法律の専門家ではない国民一般にとって基本的なルールが分かりにくい状態となっていたため、これを分かりやすいものとする必要がある。

○社会・経済の変化に対応するための改正

(1)消滅時効

原則として権利を行使できることを知ったときから5年で時効になるとしてシンプルにしました。これによって時効期間の判断が容易になります。

これまでは飲食代金は1年、工事代金は3年、商人間の取引では5年、原則は10年などとばらばらで、しかもそのばらばらの根拠が不明確だったり、どの取引に当たるのかの判断が難しかったりしていたのですが、シンプルになって分かりやすくなります。

(2)法定利率

法定利率が現行の年利5%から、年利3%に引き下げられた上、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入することになりました。

これまでの年利5%という利率が現在の実勢金利と比較すると高すぎると批判されていたことから改正されたものです。

(3)保証

事業用の融資について、経営者以外が保証人となる際に公証人による意思確認の手続きを必要とすることになりました。また、個人の根保証契約について、極度額の定めをすることが必要となりました。

これにより安易に保証人になることによる被害や予想外の保証債務を背負わされることによる被害の発生を防止することを目的とするものです。賃貸借契約について個人が連帯保証人になるケースは多いですが、これも個人の根保証契約になりますので、賃貸借契約書に極度額を定める必要が出てきます。

(4)約款

定型約款を契約内容とする旨の合意があれば個別

の約款条項についても合意したものを見なすが、相手方の利益を一方的に害するようなものは無効となると定め、そのほか相手方の合意がなくても約款の内容を変更できる場合をルール化しました。

これにより取引の安定化や円滑化を図ることができます。

○国民一般に分かりやすくするための改正

(1)意思能力

意思能力(判断能力)を有しないでした契約などは無効であることを明記しました。

(2)将来債権の譲渡

将来発生する債権を譲渡したり、担保権を設定したりすることが可能であることを明記しました。

(3)賃貸借契約

賃貸借契約終了時の敷金返還や原状回復に関する基本的なルールを明記しました。

○以上のほか実務家にとっての注目ポイント

(1)瑕疵担保責任

法的性質が債務不履行責任となり、買主の追完請求が可能となっています。

(2)契約解除

相手方の帰責事由が不要となる一方で、軽微な不履行の場合には解除できないとされています。

(3)危険負担

債権者主義が撤廃されています。

(4)詐害行為取消権

破産の場合の否認権よりも詐害行為取消権の方が要件が緩やかであるという問題点があったため、詐害行為取消権の要件を、否認権の要件とほぼ同じ要件に変更しました。

次回以降、個別の改正点について説明し、併せて、実務への影響についても触れていきたいと思えます。

会社における労働問題とその対応④

文責 弁護士 力武 伸一

今回は、労働時間についてご説明します。

Q. 弊社では昼休み休憩の際、来客や電話がかかってきた時には社員に対応してもらっていました。そうしたところ、ある社員からこれらの時間は待機時間を含めて労働時間に該当するとの指摘を受けました。弊社における昼休みの休憩時間は労働時間に当たるのでしょうか？

仮に労働時間にあたるとした場合、弊社としては今後どのような対応を行うことが考えられるのでしょうか？

A. 前段について

休憩時間中に来客や電話対応のために社員を待機させて業務に従事させた場合、その業務に従事している時間のほか、そのための待機時間も労働時間にあたります。

後段について

会社として休憩時間中に来客・電話対応のために社員を待機させる場合には労働時間・休憩時間の規制を受けない管理監督者(労働基準法41条2号)に当番をさせることや電話当番を交代制にするという対応が考えられます。

解説

1 労働時間について

労働時間は、残業代(割増賃金)の発生の有無や残業代が発生した場合のその金額の前提ともなる重要なものです。

「労基法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいう」とされています(最判平成12年3月9日民集54巻3号801頁)。すなわち、仮に、就業規則に1日8時間、1週40時間との記載があっても、これにより(労基法上の)労働時間が決まるのではなく、あくまで「労働者が使用者の指揮命令下におかれている時間」が労働時間であることに注意が必要です。

そして、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていると評価できるか否かは、業務性(業務との関連性)、義務性、時間的場所的拘束の有無等の事情から判断されます。

加えて、昼休み中の来客当番について、「休憩時間中に来客当番として待機させていれば、それは労働時間である」(昭23・4・7基収1196号)とされています。

本件では、昼休み休憩の際、来客や電話がかかってきた時における社員の対応が「使用者の指揮命令下に

置かれている」か否かが問題となります。

前述の労働時間の意義や判断基準、通達に照らすと、休憩時間中に来客や電話対応のために社員を待機させて業務に従事させた場合にはその待ち時間を含めて「使用者の指揮命令下に置かれている」として労働時間に該当すると考えられます。

そして、本件で、顧客からの問合せや来客に備えて昼の休憩時間に交代で当番を決めている場合には職場で休みつつ電話や来客があると対応しなければならないので、休憩時間とはならず「使用者の指揮命令下に置かれている」として労働時間に該当します。

なお、たまたまそこに居合わせた社員が自らの任意の意思で来客や電話に対応し、その時間がわずかである場合には「使用者の指揮命令下に置かれている」といえないとして労働時間に該当しないと考えられます。

裁判例でも、銀行の行員が昼の休憩時間に顧客の来訪や電話への対応をしていた事案で、「昼の休憩時間については、従業員が支店から外出できるのは行先を届け出て承認された場合に限られていたが、それは顧客が来店したときや電話があったときの便宜のためであり、そのことをもって被控訴人が従業員に休憩時間中に労務を遂行すべき職務上の義務を課していたとまではいえない。そして、従業員が顧客の来訪や電話に対応することがあったとしても、それだけで労働から解放されて事由に利用できる時間が60分間は保障されていなかったとはいえない」と判示した裁判例もあるところ(大阪高判平成13年6月28日判例811号5頁)。

2 会社の対応について

上記1に照らすと、会社として休憩時間中に来客・電話対応のために社員を待機させる場合、労働時間・休憩時間の規制を受けない管理監督者(労働基準法41条2号)に当番をさせることや、電話当番を交代制にするという対応が考えられます。

以上



個人情報保護法の改正について②

文責 弁護士 新富 崇央

前回のニュースレターでは、本年5月30日に施行された個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）の改正法について、個人情報保護法が適用される「個人情報取扱事業者」の範囲が広がられたこと、「要配慮個人情報」という新たな情報類型が設けられたこと等をご説明致しました。

今回は、前回に引き続き、個人情報保護法の改正点をご説明していきたいと思います。

このニュースレターをご覧頂いている皆様は、「個人情報」と聞くと、人の氏名や生年月日、職業等を思い浮かべるかもしれません。もちろん、これらの情報も個人情報保護法改正以前より個人情報保護法上の個人情報であることには代わりはありません。もっとも、改正後は、これらの従来型個人情報（法2条1項1号）に加えて、「個人識別符号」（法2条1項2号）も個人情報保護法上の個人情報とされました。

そこで、今回は、「個人識別符号」がどのようなものかをご説明します。個人情報保護法は2条2項において、個人識別符号の種類として、「①身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号、その他の符号②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」を挙げています。

それでは、改正後の個人情報の保護に関する法律施行令に挙げられている個人識別符号の具体例を幾つか見ていきましょう。まず①に含まれる情報としては、DNAを構成する塩基の配列／顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によっ

て定まる容貌／指紋又は掌紋等とされています。もっとも、上記DNA以外の情報は、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン）との限定が付されることに注意が必要です。ただし、このような個人情報を取得・収集・管理しなければならない業者は限られているため、一般企業においては、これらの個人情報を取得・収集する場面は多くはありません。

実際に企業が取り扱う場面が多いのはむしろ、上記②の個人情報ではないでしょうか。②の具体例を改正後の個人情報保護法施行令及び個人情報保護法規則でみていくと、パスポート番号／基礎年金番号／マイナンバー／各種保険証の保険者番号／在留カードの番号等がこれに含まれます。

何が個人情報保護法上の個人情報に該当するかについての判断は、そもそも、個人情報保護法の適用があるかどうかの判断と重なるので、慎重に判断する必要があります。次回のニュースレターでは、今回の改正によって変更された個人情報取扱事業者の義務についてご説明していきたいと思います。

以上



おすすめの本

村上世彰「生涯投資家」(平成29年 文藝春秋)

「お金儲けは悪いことですか？」という発言が話題になりましたが、筆者の逮捕から既に11年が経ち、筆者(本書のカバーに現在の写真があります)もやや老け込んだ印象です。事件の心労で白髪になったそうです。

本書はお金儲けの指南書ではなく、筆者の理念であるコーポレートガバナンス(投資家が経営者を監督する仕組み)をいかにして日本に根付かせるかを、数々の投資案件の実例を通して語ったものです。

筆者が投資した東京スタイル、ニッポン放送とフジテレビ、阪神鉄道などについての事の顛末が詳細に、生々しく論じられており、非常におもしろいです。たとえば東京スタイルへのプロキシファイト(委任状争奪戦)を止めるようイトーヨーカ堂の伊藤会長に説得されたのに筆者がこれを拒否したところ、伊藤会長から「俺の顔に泥を塗るつもりか！」と怒鳴られた話などが実名で描かれています。これらの取引で筆者は巨額の利益を手に入れているようですが、筆者の目くろみは単に利益を得ることではなく、コーポレートガバナンスを根付かせることにもあると弁明されています。

コーポレートガバナンスが徹底されるとどんな良いことがあるのかというと、筆者は次のように述べています。

「その企業が投資された資金を(内部留保に回すだけで)効果的に使えない状況なら、積極的に投資家に戻す。投資家はその資金を、成長のために資金を必要としている別の企業に投資する。そうやってお金が世の中を循環し、経済が回っていくのだ。」

同じ視点で、一般の国民が、お金を投資に回さず、預金として溜め込むことも株式市場の活性化につながらず、経済成長にもつながらないと批判しています。

筆者の主張は、会社法上は筋がとおっていて、なるほどと思わせるのですが、一方で、会社は株主のものか従業員のものかという古くからある問題も考える必要があり、また内部留保が悪いと言っても今後の経済動向が分からない以上、いざという時のために内部留保しておかないと不安だという経営者や個人の考えも理解できるので、全面的には賛同しがたいものもあります。(文責:岩永)

食い伸坊によるおススメグルメ紹介④



今回は普段と趣向を変えてテイクアウトで気軽に楽しめるグルメです。パンや具も美味しいのですが、特にマヨネーズの味が絶妙で、一人でも1箱軽く完食してしまう美味しさです。店内には、ジュースバーもあり、新鮮な野菜、果物をふんだんに使った健康ジュースも販売されていますので、サンドイッチと一緒にいかがでしょうか？ (文責:力武)

店名:ラビアンローズ

所在地:長崎県佐世保市栄町2番1号(佐世保玉屋1階)

電話番号:0956-23-8181(代表)

おススメメニュー:玉屋名物サンドイッチ(1箱:税込620円)



弁護士ときどき釣り人

こんにちは。弁護士の新富です。

福岡に転勤後、ずっと釣りに行けていなかったことから、先日の休みを利用して、福岡の釣り場をリサーチしてきました。福岡の釣りと言えば、糸島、志賀島、宗像方面の海岸といったイメージがありましたので、取り敢えず東から攻略しようと、宗像方面に車を走らせました。



良さそうな雰囲気防波堤を見つけたので、メタルジグ30g(鉛で出来たルアーです。)を遠投してみたところ、一投目でダツという魚が釣れました。

この魚は、青物を釣るときの外道として良く掛かるのですが、ここまで大きなものが掛かったのは初めての経験だったので、なかなかエキサイティングなやり取りでした。

以前より、ダツは食べない魚というイメージがあったため、この日はリリースしましたが、帰って来て調べてみると、ダツの旬は夏で、大型のものは刺身にすると美味しいことが分かり、少し勿体なかったです。

この日の釣果はこのダツ一匹のみでしたが、釣り場で話した漁師さんによれば、福岡では、今の暑い時期はあまり釣り物が無く、これから秋になるにつれて大きな青物が回遊してくるということです。今回は残念な結果に終わりましたが、漁師さんの言葉を信じ、これからやって来る秋に大物を釣り上げたいと思います。(文責:新富)



岩永法律事務所

弁護士法人岩永法律事務所

長崎本店 〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウBLD5階

博多支店 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11

第13泰平ビル6階601-1号室

電話、FAX、Eメールにてご相談を承っております。

何かございましたら、お気軽にお問い合わせください。

無料法律相談のお電話はこちら

長崎本店 TEL 095-829-2120

博多支店 TEL 092-292-3693

FAXの方はこちら

長崎本店 FAX 095-829-2121

博多支店 FAX 092-292-3694

メールの方はこちら

MAIL iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp